

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問5（個）第5号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和5年4月3日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が、〇〇と〇〇における事案で、株式会社〇〇に関し駐車禁止及びナンバー無で公道を走行した事で公衆電話又は自宅から110番通報をして、警察官が対応した処理票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、本件請求に対して自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和5年4月17日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和5年7月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

4 口頭意見陳述

諮問実施機関は、審査請求人の申立てに基づき、令和7年8月28日に行政不服審査法第31条第2項に定める口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

担当部署が意図的に「地域課」になっている。

当初は担当は交通課と告発の話を行ってきた。

私の自宅にも数回来ており、ナンバー無の公道走行も、動画にて確認して居る（動画にて）。

然も、通報した公衆電話も自宅を特定出来ない理由も記録に残らない正当な理由もない。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る自己情報開示請求書に記載された「警察官が対応した処理票」とは、地域部通信指令課が所管する広島県警察の通信指令業務に関する訓令（平成10年本部訓令第11号。以下「通信指令訓令」という。）に定める様式である「警察署通信室処理票」が省略されたものであるため、警察署通信室処理票を検索対象の行政文書とした。

なお、警察署通信室処理票の保存期間は1年である。

- 2 審査請求人が本件開示請求に係る110番通報を行ったと主張する事案の発生場所は、〇〇及び〇〇であったことから、それぞれの管轄である〇〇警察署及び〇〇警察署の地域課において保管している警察署通信室処理票について検索した結果、審査請求人の保有個人情報が記載されていると認められる通信室処理票を複数確認したが、それらの警察署通信室処理票については、「株式会社〇〇」についての記載がなく、また、「株式会社〇〇」が関係していると認められなかったため、本件処分を行ったものである。
- 3 「担当部署が意図的に「地域課」になっている。当初担当は交通課と告発の話を行って来た。私の自宅にも数回来て居りナンバー無の公道走行も確認して居る（動画にて）」との主張については、警察署通信室処理票は、通報事案の指令状況、処理結果等を記録して処理経過を明らかにするものであり、当該指令に対する措置を行った各警察署の地域課に保管されていることか

ら、本件処分の担当部署が地域課であることに誤りはない。

- 4 「然も、通報した公衆電話も自宅も特定出来ない理由も記録に残らない正当な理由もない。」との主張については、本件処分の理由は、前記2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「〇〇と〇〇における事案で、株式会社〇〇に関し駐車禁止及びナンバー無で公道を走行した事で公衆電話又は自宅から110番通報をして、警察官が対応した処理票」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書は警察署通信室処理票であり、審査請求人が本件開示請求に係る110番通報を行ったと主張する事案の発生場所は、〇〇及び〇〇であったことから、それぞれの管轄である〇〇警察署及び〇〇警察署の地域課において保管している警察署通信室処理票について検索した結果、審査請求人の保有個人情報が記載されていると認められる警察署通信室処理票を複数確認したが、それらの警察署通信室処理票については、「株式会社〇〇」についての記載がなく、また、「株式会社〇〇」が関係していると認められなかったため、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、本件請求情報を不存在としたことの妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 処理票について

審査請求人は、「私が、(中略)公衆電話又は自宅から110番通報をして、警察官が対応した処理票」に関する文書の開示を求めている。

実施機関は、弁明書において、「警察官が対応した処理票」とは、通信指令訓令に定める様式である「警察署通信室処理票」が省略されたものであるため、警察署通信室処理票を検索対象の行政文書としたとしている。

そのため、審査請求人が求める警察官が対応した「処理票」を「警察署通信室処理票」が省略されたものと判断した理由、根拠について、実施機関に確認したところ、実施機関は、同訓令において、110番通報を受理し、警察が対応した場合、警察官の対応状況等について警察署通信室処理票を

作成して記載することとされていると説明する。

審査会において同訓令を見分したところ、110番通報等の処理について定められており、110番通報等の取扱状況等を警察署通信室処理票に記録し、処理経過を明らかにするものとされていた。

このことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書として警察署通信室処理票を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

(2) 警察署通信室処理票の検索について

実施機関は、弁明書において、審査請求人が本件開示請求に係る110番通報を行ったと主張する事案の発生場所は、〇〇及び〇〇であったことから、それぞれの管轄である〇〇警察署及び〇〇警察署の地域課において保管している警察署通信室処理票について検索したとしていることから、警察署通信室処理票の具体的な検索方法について実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

ア 検索期間について

警察署通信室処理票の保存期間については、通信指令訓令第23条第2号に規定されたとおり1年保存（保存期間の起算については広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成14年本部訓令第4号。以下「文書訓令」という。）第55条のとおり）であることから、令和4年1月1日から本件開示請求日である令和5年4月3日までを検索対象期間とした。

イ 検索方法について

まず、通報者の姓が「〇〇」である事案を検索し、該当するものの中で、事案の内容が「駐車違反」又は「ナンバー無走行」に該当し、かつ、通報手段が「公衆電話」又は「〇〇」に該当するものについて検索し、通報者氏名が審査請求人ではない事案を除外した。

以上の検索により抽出した警察署通信室処理票（以下「抽出処理票」という。）について確認した結果、抽出処理票については「株式会社〇〇」についての記載がなく、また、「株式会社〇〇」が関係しているとは認められなかった。

なお、抽出処理票のうち、通報手段が公衆電話である通報については、審査請求人以外の通報である可能性を排除できないため、審査請求人の

保有個人情報とは特定できず、〇〇から通報されたものについては、審査請求人の保有個人情報が記載されたものと認めた。

審査会において通信指令訓令及び文書訓令を見分したところ、実施機関の説明するとおり警察署通信室処理票の保存期間は1年とされ、また、文書等の保存期間は当該文書等を作成した日が属する年の翌年の初日から起算するものとされており、実施機関が警察署通信室処理票の検索対象期間を令和4年1月1日から令和5年4月3日までとしたことは、妥当であると認められる。

また、通信指令訓令の別記様式（第23条関係）に定められた警察署通信室処理票の書式を確認したところ、警察署名欄、通報内容欄、通報者欄等があり、通報者欄には、氏名欄、通報手段欄、通報電番欄等があった。これらに記載された、審査請求人が主張する事案の発生場所を管轄する警察署、通報者名、事案の内容、通報手段により調査票を抽出し、請求情報の検索を行ったとする実施機関の検索方法は妥当であり、検索の結果、本件請求情報は存在しないとした実施機関の説明に、不自然・不合理な点は認められない。

なお、審査会において、抽出処理票のうち令和5年分を確認したところ、実施機関が説明するとおり「株式会社〇〇」についての記載がなく、また、「株式会社〇〇」が関係していると認められる記載はなかった。

以上のことから、実施機関が、本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審査会が抽出処理票のうち令和4年分の提出を実施機関に求めたところ、実施機関は、文書訓令第56条第1項各号に該当しないため、同訓令第61条に基づいて廃棄したため提出できないとしたが、審査会としては、抽出処理票

は実施機関が弁明書において請求情報の存否を確認したと主張する文書であることから、同訓令第56条第1項第3号の現に係属している審査請求等における手続上の行為をするために必要とされるものに該当するものと考えられるので、実施機関においては、審査請求に係る文書の適切な保存が望まれる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年11月1日	・ 諮問を受けた。
令和6年12月20日 (令和6年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年1月31日 (令和6年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年2月28日 (令和6年度第10回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年11月28日 (令和7年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士